

義務教育修了後の青少年のための教育機会の拡充 ——日本の経験

斉藤 泰雄

(国立教育政策研究所名誉所員)

はじめに

最近のユネスコの「EFA グローバル・モニタリング報告」にみられるように、各国政府や国際社会の懸命な取りくみの結果として、開発途上地域においても多くの国が初等教育の完全普及という長年の目標に到達しつつあるか、あるいは、その達成の見通しを展望できるところまで近づいている。基礎的な初等教育は、ある国の国民・市民として最低限必要とされる程度の知識・技能・社会規範・道徳等を内容とするものであり、たいいていの場合、それを受けることがすべての国民の義務、すなわち義務教育とされている。こうした初等義務教育制度が開発途上国においてもようやく完成の域に近づいているといえよう。したがって、教育政策上の次の課題は、義務教育修了後の教育、いわゆる、ポスト義務教育段階での教育機会をいかに整備するかということに重点が移行するものとなる。

ポスト初等義務教育といえば中等教育機関がすぐに思いつく。だが、歴史的に欧米諸国において、伝統的な中等学校は、大学進学のための準備教育機関として少数のエリート階層の子弟を対象に発展してきた経緯がある。英、仏等の植民支配をうけた途上国においても、こうしたアカデミック志向の中等教育観はねづよいものがある。それは容易に大衆化になじまない。量的拡大めざすとしてもその建設コストは初等教育とくらべてはるかに高価なものとなる。それでは、こうした発展段階の国々が、伝

統的な中等学校とは異なるかたちでの多くの青少年にポスト義務教育の教育機会を提供することは可能であろうか。義務教育修了者であればもはや就学の義務はない。その多くはすでになんらかの勤労に従事しているだろう。そうであるなら、そのポスト義務教育は、かれらの生活環境や学習要要求に適合した内容、方法のものであることが求められよう。

本論は、こうした問題意識に立ちながら、日本におけるポスト義務教育の拡充をめぐる歴史的経験をふり返りながら、この課題への取り組みの軌跡とその特色を再検討することを目的とする。なぜなら、わが国も明治期末までに尋常小学校四～六年間の義務教育制度をほぼ完成させるのにあわせて、正規の中等教育諸学校（中学校、高等女学校、実業学校）進学者を除く大多数の勤労青少年を対象に「実業補習教育」とよばれる継続教育をかなりの規模で展開した経験と実績を持っているからである。ここでは、その教育政策上の意図と実践とを整理分析することによって、開発途上国におけるポスト義務教育の機会拡充の可能性を考える手がかりとしたい。

1. 初等義務教育制度構築への取りくみとその確立

まず、わが国の戦前期における初等義務教育制度構築への取りくみとその一応の完成までの歩みを再確認しておこう。明治新政府は、欧米諸国をモデルとした「文明開化」

「富国強兵」「殖産興業」をスローガンとして掲げ、近代的中央集権国家の建設に着手するとともに、新生国家にふさわしい新しい教育システムの構築を模索する。1872年の「学制」発布に際して、政府は、「自今以後、一般の人民（華士族農工商及婦女子）必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」として、身分・階級・性別をこえた国民皆学の理想を掲げ、また「幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其父兄の越度（落度）たるべき事」として子どもの就学に関する父母の責任を明らかにした。それは国民一般の教育を重視するものであった。しかしながら、就学の伸びは低迷したままであった。教育費負担の重圧感、家業や家事の手伝いなどの児童労働の必要、学校の提供する教育内容への不満、さらには、女子に教育は不要とする旧習などがその背景にあった。政府が求める就学の年限も、「学制」においては八か年（下等小学・上等小学各四年）と構想されていたが、1879（明治12）年の教育令では、就学実態にあわせて、最低限四年間合計で十六か月にまで短縮され、さらに翌1880年の改正教育令では初等科三か年毎年十六週以上とめまぐるしく変更された。ちなみに、この明治初期の教育制度樹立の草創期においては、「義務教育」という用語はまだ使用されていない。「就学への期待は、いわば『倫理的要請』の段階にとどまる質のものであって、のちの義務就学制とは遥かにへだたるものがあった」（百年史3、1974、592頁）とされる。

わが国で義務就学が法制上明確に規定されるのは、1886年に森有礼文相によって制定された小学校令が最初であった。小学校令では、「児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トシ、父母後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス」（第三条）として、はじめて「義務」の表現が用いられた。続けて「父母後

見人等ハ其学齡児童ノ尋常小学校ヲ卒ラサル間ハ就学セシムヘシ」（第四条）と規定した。なお、小学校令では、四年の尋常小学校を設置することが困難な地方においては修業年限三年以内の小学簡易科を設置することが認められた。簡易科は半日制であり、尋常小学校よりも簡素化された教科を教えるものとされた。このため尋常小学校四年という就学義務は、原則ということになり、それ以下の短縮された義務就学も事実上容認されていたことになる。また、小学校令では、義務教育を規定するいっぽう、同時にその義務を猶予する制度を定めていた。「疾病・家計困窮・其他止ヲ得サル事故ニ由リ、児童ヲ就学セシムルコト能ハスト認定スルモノニハ、府知事県令其期限ヲ定メテ就学猶予ヲ許スコトヲ得」（第五条）。政府の側でも、義務教育を全面的に施行しうる成算はまだ立っていなかった。

森の小学校令を改正した1890年の第二次小学校令では、児童の就学義務については「学齡児童ヲ保護スヘキ者ハ其児童ヲシテ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムルモノト」（第二十条）と規定した。本令では尋常小学校の修業年限は三年もしくは四年としていたので、義務教育も三年または四年とあいまいさの残るものとなっていた。町村に対しては就学者を受け入れるのに十分な数の学校設置を義務づけた。日清戦争（1894-95年）前後を境に、わが国の社会・経済的諸条件は変化を見せはじめる。立憲政治体制の確立と参政権の拡大、対外戦争勝利による国民意識の昂揚、資本主義的産業の勃興、都市化の進展などである。こうした変化は、政府に、基礎的な読み書き能力と計算能力、日本人としての国民意識、健全な身体を備えた国民の育成の必要を再認識させた。いっぽう、国民の間でも、しだいに学校教育の意義を理解し、政府の提供する教育を積極的に受容する意識が醸成されつつあった。1890年代後半以降、小学校への

就学率は急速に増大する傾向をみせていた。

こうした状況の中において大幅に改正された1900年の第三次小学校令は、初等義務教育制度の完成をめざすものであった。義務就学の期間については、「学齡兒童ノ学齡ニ達シタル月以後ニ於ケル最初ノ学年ノ始ヲ以テ就学ノ始期トシ、尋常小学校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就学ノ終期トス」（第三十二条第二項）と定め、義務就学の始期と終期とを明確にした。本令により三年制の尋常小学校は廃止され、義務教育四年制が確立された。さらに義務教育の履行を徹底させるためにさまざまな規定を設けた。すなわち、義務教育段階での授業料徴収の廃止、就学猶予・免除の規定の厳格な運用、学齡兒童の雇用禁止、試験進級制の廃止と自動進級制の採用、市町村立小学校教育費国庫補助法の制定などである。教育課程についても教科を整理統合し必修科目を明確にした。

また、この第三次小学校令に関する文部省訓令では、「此ノ年限内ニ於テ小学校ノ本旨トスル道德教育及国民教育ノ基礎並ニ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルハ蓋シ為シ難キ所ナリ、之ヲ欧州諸国ニ於ケル義務教育ノ年限ニ比スルニ短キコト三四ナルノミナラズ、言語文字ノ学習ニ於テ我ハ彼ニ比シ数倍ノ困難アリ、故ニ尋常小学校ノ修業年限ハ之ヲ延長スルノ要アル」（発達史4巻、1938、117頁）と述べていた。この四年間の年限内で、道德教育・国民教育・普通の知識技能という小学校の目的とする内容を教えこむことは困難であり、それは諸外国と比較しても短く、日本語の言語学習のむずかしさはそれをさらに困難にしているという認識を示していた。今回の改定では現在の「国度民情」を考慮して四年制義務教育の確定でとどめざるをえないが、政府は近い将来義務教育の年限延長を想定していることを明言していた。そのため、延長に備えて、尋常小学校に二年制の

高等小学校を併設することを勧奨していた。ちなみに高等小学校には三年制および四年制のものもあった。

1900年には就学率は男女全体で81.48%であったが、翌々年の1902年には91.57%に到達した。日露戦争（1904-05年）の頃には、男子の就学率は97%とほぼ完全普及に近づき、女子の就学も90%をこえている。こうした状況をうけて、政府は、1907年には懸案であった義務教育の年限延長の決定にふみきり、翌1908年から尋常小学校六年間の義務就学が導入されたのである。高等小学校の第一・第二学年を尋常小学校へ移して、その第五・第六学年とした。義務教育年限の延長後のわが国の初等教育は、義務六年制の尋常小学校と非義務制二～三年制の高等小学校の二段階編成となり、戦前期におけるわが国初等教育の基本形が確立された。年限延長にもかかわらず、就学率は低下することなく安定的に上昇しており、またこの時期になると、就学の男女間格差もほとんどみられなくなっている。「学制」公布から数えて約四十年の年月をへて、わが国の初等義務教育制度はほぼ完成の段階に到達したといえるであろう（百年史4、1974、1006頁）。ちなみに、当時の中等教育機関への入学資格は、義務教育四年制の下では尋常小学校卒プラス高等小学校の第二学年の修了者、義務延長後は尋常小学校六年卒業者で、いずれも厳しい入学試験により選抜された。

2. ポスト義務教育への関心と実業補習学校の構想

政府は義務教育制度の樹立に努力を傾注していたが、それが徐々に普及拡大をみせるにつれて、文部省関係者の中には、その修了者に対してなんらかの継続教育の機会を提供するということに関心をしめす者が現れてくる。こうした事業に関心が

高まり、制度化が試みられるようになるのは、明治二十年半ば以降のことであった。その構想は欧州からもたらされた。明治期の文部省高官であった浜尾新（後には東京帝国大学総長や文部大臣も歴任）は、1885年、欧州教育事情視察のために出張したおり、特にドイツの“Gewerbliche Fortbildungsschule”（職業的継続教育学校）と呼ばれる学校が注目すべき実績をあげていることに着目し、帰国後この種の補習教育の必要性を力説した。その後、かれは1889年4月に大日本教育会に「実業補習教育ノ切要」という論稿を寄稿し、実業補習学校の設立が急務であることを主張した。浜尾の提唱する実業補習学校とは、勤労青少年に対して小学校教育の補習を行うと同時に、簡易な程度において職業教育を施すというものであり、「最も簡便ニシテ農・工・商ノ実業者ニ播及セシメ易ク、其実際ニ資シ、其輔益太タ大ナリトス」とその意義を論じた（海後、1968、505頁）。この種の学校に実業補習学校という訳語をあてたのもおそらく浜野であろう。浜野の主張は、1890（明治23）年の小学校令改正（第二次小学校令）の際に、小学校の種類として、従来からの尋常・高等小学校の他に「徒弟学校及実業補習学校モマタ小学校ノ種類トスル」（第二条三項）と規定されたことに実をむすんだ。これはわが国の教育制度のうえで、実業補習教育に関する最初の規定であった。しかしながら、当時は、教育界の人々にさえ実業補習教育という概念はほとんど浸透しておらず、この種の教育の必要性を痛切に感じる者は少なかった。小学校令改正後も、この規定にしたがって設立された実業補習学校は一校もみられなかった。

この規定を根拠に、実業補習学校の振興と制度化を推進したのは、1893（明治26）年に第二次伊藤博文内閣の文部大臣に就任した井上毅であった。井上の文教政策の特色は、日清戦争を転機として興隆を遂げつ

つあったわが国の近代産業の動きとそこから派生する新しい教育需要を先取りしながら、先に森有礼文相によって確立された普通教育を中心とした基幹的学校体系に実業教育振興の視点を付加して、これを補修する改編をめざしたことであるとされる（海後、1968、44-45頁）。井上文相の実業教育振興策は、初等教育段階から高等教育にまでおよんだが、かれがまず着手したのは、一般大衆を対象にした低度の簡易な実業教育の広範な普及という課題であった。それは1893年11月、以下のような「実業補習学校規程」の公布によって制度化されるにいたる。

第一条 実業補習学校ハ諸般ノ実業ニ従事シ又ハ従事セントスル児童ニ小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス

第二条 実業補習学校入学者ノ学力ノ程度ハ尋常小学校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ・・・実業補習学校ニ於テハ男女ヲ混同スルコトヲ得ス

第三条 実業補習学校ハ尋常小学校又ハ高等小学校ニ附設スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ其ノ小学校ノ教授ヲ妨ケサル限ハ校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得

第四条 実業補習学校ノ教科目ハ修身、読書、習字、算術及実業ニ関スル科目トス、但修身ハ読書ニ附帯シテ教授スルコトヲ得

第五条 実業補習学校ノ実業ニ関スル教科目ハ左ニ掲ケル事項ヨリ選択シ又ハ便宜分合シテ之を定ムヘシ

一 工業地方ニ於テハ図画、模型、幾何、物理、化学、重学、工芸意匠、手工ノ類

- 二 商業地方ニ於テハ商業書信、商業算術、簿記、商品・・・商業経済、外国語ノ類
 - 三 農業地方ニ於テハ農業大意、耕耘、害虫、肥料、土壤、感慨、樹芸・・・ノ類
- 第六条 読書、習字、算術ノ各教科目ハ其ノ学校ニ於テ授クル所ノ程度以上ノ学力ヲ有スル生徒ニ対シ之ヲ課セサレトコトヲ得
- 第七条 実業補習学校ニ於ケル授業ハ総テ実業ニ適切ニシテ応用ニ便ナラシメンコトヲ要ス
- 第八条 実業補習学校ノ修学年限ハ三箇年以内トス
- 第九条 実業補習学校ハ日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得
- 第十条 実業補習学校ハ土地ノ情況ニ応シ季節ヲ限り教授スルコトヲ得
- 第十一条 実業補習学校ノ教員ハ小学校教員又ハ其ノ資格アル者又ハ相当ノ普通教育ヲ受ケ実業ノ知識又ハ経験ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ
(以下略 発達史第三巻、681-686頁)

規程を詳細に引用したのは、ここには、小学校教育の補習と簡易な実業教育という二重の目的、尋常小学校（義務教育）卒業生対象、小学校へ付設とその施設や教員の利用、普通科目（修身・読書・習字・算術）と実業科目の提供、工・商・農の分野の選択、実用・応用志向の授業、土地の状況に応じた便宜的な授業時間帯設定といった実業補習学校の独特な特色が明瞭に示されているからである。

さらに井上文相は、同日付けで発した実業補習学校に関する訓令において、その趣旨を次のようにならり懇切に説明している。「普通人民の状況を察するに、児童の尋常小

学校を終わる者、退学の後職業に従事するに当たり、又は遊戯に日を移すに当たり、其の嘗て学びし所の事緒を抛棄し遺忘して、其の用を為さざる多し。凡そ年少子弟未だ恒心あらざるの時に於いて、其の父兄は彼等をしてたとえ中等教育を受せしむること能はざるも、其の尋常教育を補充温習し彼等が将来に従事すべき生業をして稍々価値あらしむることを希望するの情に切なり。此の父兄の希望を助けて補習教育を施すは緊要の事たり。而して補習教育は中等又は高等教育の予備門たるに非ず、寧ろ中等教育を模擬するの意義を避けて専ら普通人民の生活の状態を発達せしめ、其の固有の地位を保ち、以て稍々利益ある生業を得しむるを目的とすべし」、「我が国は万に文明の進歩を見るに拘らず、此の科学的知識能力は未だ普通人民に浸潤せず、教育と労働とは画然として殊別の界域に立ち、農工諸般の事業は其の大部分に於いてなお旧習に沈殿することを免れず。今に於いて国家将来の富力を進めんとせば国民の子弟に向いて科学及技術と実業と一致配合するの教育を施すことを努めざるべからず」（発達史第三巻、683-684頁）。

ここで井上は「普通人民」という用語を使用しているように、中等・高等教育進学者という学歴エリートではない大衆を対象とすることを明確に述べる。尋常小学校を卒業した者のなかにも、時間の経過とともに、学んだ事柄を忘却してしまうという学力の剥落現象が見られることを指摘し、それを職業上にかすためにもその復習補充が必要とされることを主張する。さらに、産業近代化を推進するためには、一般国民への科学技術能力の浸透が不可欠であり、そのためには普通教育の補習と実業に必須な知識技術を同時に教えることが重要であると説く。

さらに実業教育の水準、性格に関しては次のように述べていることが留意される。「実業補習学校は学科と作業労働とを併せ

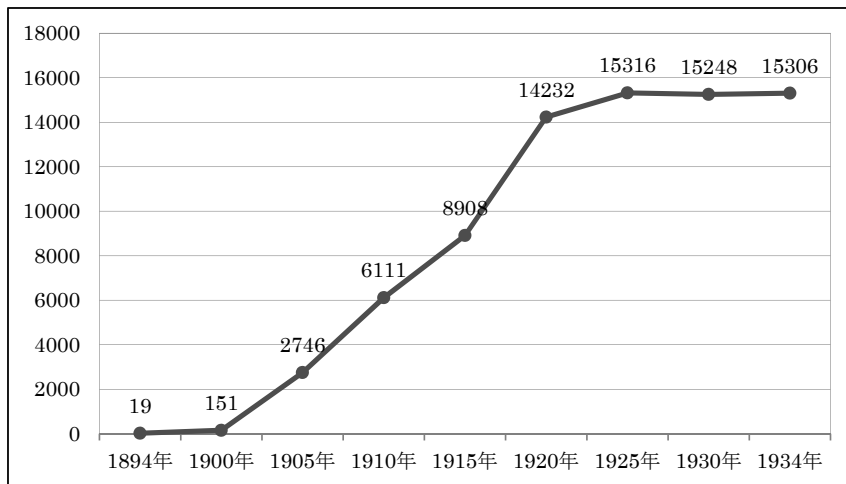
教えるを主とするものに非ず。実業の学科を教授して平易の解釈を下し、生徒が学校外にありて実際に操作する所の事物と学校に於いて習ぶところの学科と反映照応して彼れ自ら得せしむるを以て目的とす。但し必要により多少の作業を授けることあるはもとより妨げざる所なり」。実業教育とはいっても、ここでは、実習・実験・作業労働等をともなう本格的なものではなく、教科書による座学を中心とする学習を想定している。小学校に併設し、その施設や教員を活用することを前提とする時、こうした限界はやむを得ないものであろう。設置主体とされる市町村の財政負担を軽減するためにも「多額の費用を用いず簡易着実を主とし」、「都鄙の別、各地事情の各異なるあり、決して画一の概則に循由せしむるべからず」とあくまで地方の実情に応じた弾力的な管理運営を推奨したのである。

3. 実業補習学校の成立と展開

こうして制度は発足したが、実業補習教育の意義が教育界において理解され受容されるまでにはいまま少し時間がかかった。規

定公布の翌年、1894年には19校が設置されたが、その増加のペースは遅く、1901年においても全体で222校にとどまっている。当時の小学校数が27,000校余りであったことからみれば微々たる数といえよう。1902(明治35)年1月には実業補習学校規程の改正が行われた。これは、これに先だち1899年に中等教育制度全体の改革が行われ、これにあわせてあらたに「実業学校令」制定され、従来からの各種の実業教育の整理統合が行われたことを直接的な契機としている。改正の要点は次のようなものであった。実業学校令の制定とともに、実業補習学校は、小学校の一種とされていたものから実業学校のカテゴリーのなかに組み入れられた。規程も手直しされた。従来三年以上とされていた修業年限の規定は廃止され、修業年限、学科目、教授時間数等の規定がゆるやかとなり、設置がかなり容易にされた。また従来必須科目とされていた読書・習字・算術の普通科目は実業科目でこれを代替することができる場合は、これを欠くことができることとされた。前述のように1900年の第三次小学校令において四年制の義務教育制度をほぼ完成し、またその延長をも

表1 実業補習学校の数の推移



<出典> 『学制百年史 資料編』の統計資料から作成

視野に入れるにおよんで、実業補習学校の小学校教育の補習の役割はやや後退したと見ることができよう。また従来の小学校に加えて、県立の実業学校に付設ことも可能であるとした（発達史第四巻、582-588頁）。明治35年の規程改訂後における実業補習学校の増加はいちじるしいものがあつた。

表1は、明治末から実業補習学校の数の推移を示したものである。1902年の630校から、10年後の1912年には十倍増の7,386校に、1917年には一万校を超え、1920年には14,232校に達した。これは当時の小学校数の56%にする相当する数であり、小学校の半数強に実業補習学校が付設されていたことになる。学校名を短縮した「実補」という呼称もしだいに広まってゆく。

実補の発展には政府にとっては予想外の展開もみられた。井上毅の実業補習学校構想においては、実業教育という時、それは主に工業教育分野を指す工業補習学校のことが示唆されていた。工場において手足となって働く職工層の育成であった。当分の間、工業補習学校への国庫補助を優先することも明言されていた（百年史7、1974、589頁）。しかしながら、実際の設置情況をみると、工業補習学校の発展はきわめて遅々としたものであつた。実補の大多数を占めていたのは農業補習学校であつた。実補の種別をみれば、たとえば1900年に、全実業補習学校のうち農業補習学校は48%と半数ほどであつたが、1910年には75%と多数を占めていた。複数分野併設校の農業コースを加えるとその比率は90%ちかくに達していた。1910年に、工業補習学校161校、商業補習学校201校、水産補習学校111校であつたのに対して農業補習学校の数は4,592校にのぼっていた（百年史4、1162頁）。実補は、工業生産や商業活動の盛んな都市地域よりも、農村部を中心に発展を上げてきたことになる。

この農業中心の実業補習学校の発展には、

当時の産業構造がまだ圧倒的に農業中心であつたということに加えて、地方の青年団体をめぐる社会政策的な要因もあつたことを見おとすことができない。江戸期以来、日本の村落には若者宿（若衆組）と呼ばれるような青年組織が存在し、村落の自治にかかわる各種活動を行なうとともに、若者教育の役割をも担っていた。明治期半ばに市制町村制が発足して、伝統的ムラを統合再編して新しい行政単位として市町村が誕生する。こうした新しい行政区を単位とした地方自治を形成し育成することが政府、とりわけ地方行政を所管する内務省の政策課題の一つとされていた（佐藤、1984、59頁）。青年活動も村落レベルの若者組から市町村レベルの青年会へと再編されつつあつたのである。時あたかも日清戦争の時期、同世代の若者が戦役に従事していることもあり、このような青年組織の活動が活発化した。軍用資金・軍需品の献納、出征兵士への慰問、留守家族への生活援助、遺族の援護、戦勝祈願といったいわゆる銃後活動を自主的に展開したのである。日露戦争時になると上記活動のほかに、戦意発揚のための幻灯会や活動写真の上映なども青年会が中心となって行われた。青年夜学会の名のもとでの国際情勢や国家・地域的課題に関する学習活動もまた活発化する（百年史7、1974、593頁）。

青年会のこうした活動力とその社会的貢献に着目した内務省は、日露戦争直後にその発達奨励を促す訓令を発するとともに、青年団体の全国組織化に乗り出すことになる。内務省が政策展開することをめざしていた「地方改良運動」「自治民育」の有力な担い手として青年会を取り込もうとしたのである。これ以降、青年会は青年団とよばれるようになる。文部省もまた、青年団体の活発な学習意欲に注目し、通俗教育（社会教育）や補習教育の普及のための有力な組織として青年団体に関心をよせるようになる。

1915年9月、1918年5月、内務省・文部省の連名で「青年団体の指導発達に関する件」の訓令と通牒が発せられた。その趣旨は、地方青年団体の指導者として小学校校長や教員が積極的に関わること、青年団体は単なる事業団体や社交団体ではなく、青年の修養のための機関であることを強調するものであった。そしてその修養のための機関として実業補習学校を位置づけようになったのである。青年団と実業補習学校の関係がしだいに密接となり、「青年会の夜学が、実業補習学校設置の基礎となり、実業補習学校に吸収されることとなった」（百年史7、595頁）という。こうして農村部の青年団が基礎集団になって、「青年夜学会の実補校への官製化」（坂口、1996、252頁）が進展し、各地に農業補習学校が急増する原動力となったのである。

4. 実業補習学校の制度的統一化

大正時代半ばに政府が設置した諮問機関である臨時教育会議は、実業学校に関する答申において「実業補習教育は益々其の普及発達を奨励し、成るべく速に之を全部または一部の義務教育と為しうるに至らしむること」としてその一層の拡大を支持し、さらには一部の義務教育化の構想さえ提唱した。実業補習学校は急増したが、明治35年の規程改正の後に設立された実業補習学校は、修業年限、学科目、教授の時期、教授時間数等はすべて土地の実情に応じて定めることができたため、「その教育内容は千差万別、玉石混淆であった」（佐藤、1984、60頁）という批判も否定できない事実であった。実業補習学校の一層の拡充のためには、再度の制度の整備拡充、一定の標準化が必要であると認識されるようになっていた。また、第一次世界大戦後の社会的政治的風潮の変化のなかで普選運動や婦人運動などの社会活動や労働運動の台

頭、消費ブームの浸透などを受けて政府関係者からは、青年の「思想善導」の必要性を唱える声も高まっていった。こうしたなか、1920（大正9）年12月、文部省は実業補習学校規程の大規模な再改正にふみきることとなった。

1920年規程改正の特色は次のような点であった。第一に、実業補習学校の目的を「実業補習学校ハ小学校ノ教科ヲ卒工職業ニ従事スル者ニ対シ、職業ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ、国民生活ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ本旨トス」（第一条）と明確に規定した。ここでは、従来の規程では「普通教育の補習」と規定されていたものを、「国民生活に須要なる教育」と表現を改めている。さらに「実業補習学校ニ於テハ適当ナル学科目ニ於テ、法制上ノ知識其ノ他国民公民トシテ心得ヘキ事項ヲ授ケ又経済觀念ノ養成ニカムルヲ要ス」（第八条）としてその教育内容の中核となるものを例示した。これはこの後「公民教育」と呼ばれることとなる。ここでは職業教育と同時に、普通教育、特に公民教育の充実を実業補習学校の中核的な目的とすることが明示された。第二に、修業年限、教授時数、学科目等について一定の規準を設定したほかに、課程を前期二年と後期三年に分け、入学資格を明確にした。後期課程修了者で、さらに学習しようとするものための適宜の課程（研究科あるいは高等科）の課程を設けうることとした。第三に、従前の規程では、修身、国語、算術の普通科目と実業科目が設けられ、修身と実業科目以外はすべて欠くこともできたが、改正後は、修身、職業に関する学科目のほか、前期にあっては国語、算数、理科、後期にあっては国語、数学を必修科目と定めた。第四に、女子の入学増加にともなって女子の学科目について特別な配慮が加えられている。最後に、小学校、実業学校の他に試験場、講習所等にも併設しうることとした。要するに、1920年の実

業補習学校規程は、実業補習学校の目的を職業教育と公民教育との二点において明確にするとともに、地域ごとにきわめて多様であった従来の実業補習学校に一定の制度的規準を設定し、その制度的統一化をはかる方向を明らかにしたものと見える（百年史5、1974、269頁）。表2は、改正後の実業補習学校の制度的概要を示したものである。ちなみに、大正期にはいと高等小学校への進学者が増加し、1925年には、尋常小学校卒業生の約半数が高等小学校に進学しており、そのため実業補習学校はしだいに後期に重点が移ることになる。

この制度的整備とならんで、1922年には実業補習学校学科課程を定め、1924年には公民科教授要綱を制定した。これは実業補習教育の内容を整備したものと見える。また、実業学校国庫補助法が改正され、道府県に対し、実業補習教育奨励に必要な補助金が交付できる道が開かれるようになった。この補助金はその後年々増加されて、それは主として実補に専任教員を増やすことに充てられた。1920年10月には、「実業補習学校教員養成所令」も制定され、府県に養成所が設置され実業補習学校向けの教員が

養成されてゆくことになった。

表1に示されるように、実業補習学校の数は規定改正前後の1915年から25年にかけてさらに急増を続け、1925年にはその数は全体で約15,300校とほぼピークに達している。この数は、全国の小学校数と比べるなら、その74%に相当する。この後増加は頭打ちとなり、1934年までほぼ横ばい状態がつづく。この時期においても、農業補習学校の圧倒的優位はかわらない。生徒数ではとりわけ女子の生徒数が著しく、全在籍者に占める女子生徒の比率は、1915年には18%とわずかであったのに対して、1925年には30.9%、1930年32.3%、1934年に33.9%とほぼ全体の三分の一を占めるまで急速に高まっていた（百年史5、274頁）。ちなみに、実業補習学校の授業時間帯は、男子にあっては夜間教授か季節開講が多く、女子の場合はほとんどが昼間授業であった。授業時間帯と季節を組み合わせてみると、1930年の運用実態でみると、男子の場合は季節制夜間教授の学校が約41%と最も多く、通年制昼間教授が約17%、女子の場合は通年制昼間教授の学校が約54%、季節制昼間教授が約32%を占めている（百年史5、1974、274-275頁）。

表2 1920年実業補習学校規定による実業補習学校の編制

	前期	後期
入学資格	尋常小学校卒業生又はこれに準ずる者	前期課程修了者、高等小学校卒業生又はこれに準ずる者
修業年限(標準)	2年	3年
授業時間数(標準)	工業・商業 280時～420時 農業・水産 200時～320時	工業・商業 210時～420時 農業・水産 160時～320時
男子向学科目	職業に関する科目、修身・国語・数学・(理科) ()は欠きうる	職業に関する科目、修身・(国語)・(数学) ()はどちらか欠きうる
女子向学科目	職業に関する科目、修身・国語・数学・(家事)・(裁縫) ()はどちらか欠きうる	職業に関する科目、修身・(国語)・(家事)・(裁縫) ()は二科目以内を欠きうる
加設可能科目	歴史・地理・体操・法制・経済・簿記・外国語・その他	

5. 青年訓練所の出現とその機能的競合

明治期後半から大正期にかけて実業補習学校はかなり充実した制度として確立されてきた。しかしながら、大正期末の1926年になると、実補およびそれを所管する文部省の立場からすると、青年教育をめぐる一種の競合関係とならざるをえない新たな教育訓練機関が出現する。それは軍部の強力な主導によって設立された「青年訓練所」（青訓）である。逆説的であるが、それは、第一次世界大戦後、国際的に軍備縮小の推進が叫ばれるなかで生じたことであった。1921年米国ワシントンでの軍縮会議は、各国の大型軍艦の数の制限を取りきめた。日本でも軍艦の建造中止が発表された。こうした気運のなか陸軍でも常備師団数の削減が議論された。これにともない陸軍では、現役兵員の減少と師団削減によって過剰となる将校の処遇問題が浮上した。こうした事態に対処するために陸軍が企てた方策は、軍隊の外部に兵力を育成・備蓄するというものであった。具体的には、一つは、中等学校以上の教育機関に現役将校を配属して生徒の軍事教練にあたらせる、もう一方は、勤労青年に対して青年訓練所を設けて在郷軍人による軍事訓練を実施するという方策であった。この方法は、単に兵役前の青年に兵士としての基礎訓練を実施するだけでなく、過剰将校の温存と在郷軍人の資質維持、さらに、かれらを通じて軍国主義教育をより幅広く展開しようとのもくろみがあった（鷹野、1992、64-65頁）。陸軍四個師団の削減が実施されると前後して、1925年5月「陸軍現役将校学校配属令」が制定され、つづいて、翌26年4月には「青年訓練所令」が発せられたのである。いずれも青年男子のみを対象とするのであった。

青年訓練所はその目的を「青年ノ心身ヲ鍛練シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ

以テ目的トス」と定めた軍事的性格の濃い教育訓練機関であった。青年訓練所規程によれば、同機関は、満16歳以上の青年男子を入所させ、徴兵年齢までの四年間に少なくとも400時間の教練を受けさせるとともに、修身及び公民科100時、普通学科200時、職業科100時を最低限度とし、「高等小学校卒業の程度を基準とし地方の情況に応じ實際生活に適切する事項を選んで」教授するものとされた。コース全体の半分を占める教練を除けば、実補の教育内容とかなりの部分で重複するものである。さらにその設置形態も、実補と同様に、小学校に併設し、青年訓練所の主事は小学校校長あるいは実業補習学校校長が兼任し、指導員も在郷軍人をのぞけば実補あるいは小学校の教員が担当するものとされた。1926年、ただちに全国のほぼすべての町村に実業補習学校とほぼ同数の15,500か所をこえる青年訓練所が設置された。青訓への入所は義務とはされなかったが、軍部は訓練の修了者には、通常の兵役在営期間（二年間）を半年間短縮するという特典を見かえりにして入所者の勧誘を行った。

これ以降、「小学校の校門に高等小学校、実業補習学校、青年訓練所の看板が掲げられているのが一般的であった」（佐藤、78頁）という状況出現した。十六歳になった男子生徒は、実業補習学校から青年訓練所に移る、双方に二重在籍する、あるいは、「青年訓練所充当実業補習学校」という指定を受けた実業補習学校で就学を継続するなどさまざまな変則的な形が出現した。こうした設置形態の類似した実補と青訓という別個の青年教育機関を併置したことは、現実的な運用の面からも、生徒の立場からしても大きな混乱をまねくものであった。文部省は、機能の重複と行政的効率性を理由に、再三にわたって両者の統合を主張したが、独自の青年訓練機関を運用することに執着する軍部はそれを拒絶していた。

6. 青年学校への統合とその義務教育化

さまざまな制度的混乱をまねきながらも、実業補習学校と青年訓練所の併置状態はほぼ十年間つづき、両者の統合問題はくすぶり続けていた。この問題に決着がつけられるのは1935（昭和10）年4月に、両者を一本化し統合したかたちで新たに「青年学校」が創設された時である。その背景には、陸軍の方針転換があったとみなされている。1930年代に入ると軍国主義の台頭が著しくなる。1931年満州事変、32年上海事変、1932年の五・一五事件、1933年国際聯盟脱退、1934年ワシントン海軍軍縮条約破棄と日本社会は軍事色を強めていた。こうした傾向は教育にも反映され、教育政策は、急速に軍国主義的なないし超国家主義的な色彩を強めてゆくことになる。1938年には陸軍大将荒木貞夫が文部大臣に就任する。勤労青年教育をめぐることは、この時期になると、軍は従来の青年訓練所と実業補習学校との統合に反対する姿勢を一変し、その統合実現に舵をきることになるのである。それはなぜか。鷹野は、軍の方針転換とその思惑を次のように解説している。「軍は、近い将来必ず起こる戦争に備え、青年訓練を急がねばならない。すでに軍は軍部独裁政権の樹立を図っている。・・・もはや文部省などという伴食大臣の下にある伝統的に弱体な文部官僚に対して遠慮することはなにもな

い。軍としては、実業補習学校・青年訓練所の統合による青年学校がたとえ文部省の所管になろうと、この文部省を丸ごと軍が支配してしまえば所期の目的は十分達成できると読んだのであろう」（鷹野、130頁）。それは「軍による既存の教育制度の乗っ取りであったことは、結果をみても明らかである」（鷹野、126頁）という。

こうして、文部省が新たに立案した青年学校の制度設計は次のようなものであった。その目的は「青年学校ハ、男女青年ニ対シ、其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ、職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ、以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムル」と規定された。前部で心身の鍛練という青年訓練所の目的、後部で職業及實際生活に必要な知識技能の習得という実業補習学校の目的を引き継ぎ、あわせて国民としての資質の向上を図るとされている。設置者に関しては、県、市町村、市町村学校組合という公的機関の他に、商工会議所、農会、さらには企業、会社、事業所等も私立の青年学校を設立できるとされた。課程は、実業補習学校時代の前期が普通科と改称され二年間、それに続く本科は、男子五年、女子三年と定められた。表3は、青年学校の教授および訓練科目を示したものである。修身および公民科、普通学科、職業科、体操科とされ、女子には家事および裁縫がくわえられた。本科の男子には、体操科に代

表3 青年学校の年間教育訓練時数（最低限度、土地の状況により適宜変動）

	修身・公民科	普通学科	職業科	体操科	教練科	合計
普通科男子	20	90	60	40	—	210
普通科女子	20	80	80	30	—	210
本科男子第一・二学年	20	50	70	—	70	210
本科男子第三学年以上	20	合計で90		—	70	180
本科女子第一～三学年	20	50	110	30	—	210

※ 女子の職業科は家事および裁縫を含む

えて年間七十時間の教練が課せられた。教練の時間数(70×5年)は、青訓時代の合計400時間をすこしまわがるが、実補在籍者にはなかった教練がすべての青年に課せられることとなり、教練対象者数は倍増することとなった。

これによって、勤労青少年に対して、尋常小学校＝義務教育卒業以後男子の場合はさらに合計七年間の、女子には五年間の継続的な教育訓練制度が成立することとなったのである。普通科課程の修了者には修了証、本科修了者には卒業証を授与するものとし、青年学校就学の正規学歴化にも一定の配慮を示していた。また、青年学校には相当数の専任教員を置くことも規定された。全国に45校設立されていた実業補習学校教員養成所は青年学校教員養成所と改称され、さらに1944年には青年師範学校に改組されることになる。

さらに戦時色が強まる1939年4月に青年学校令が改正され、男子に限り青年学校への就学が義務とされた。義務化にともなって修了者に対する在学期間の短縮という特典は廃止された。普通科第一学年から逐年で義務制を施行し、1945年までに本科の義務化を完成させる計画であった。ほぼ同時に政府は、1941年3月「国民学校令」を公布して小学校を国民学校と改称するとともに、国民学校高等科二年までの八年間を義務教育とすると定めた。これが実施されれば青年学校普通科は不要となり、本科のみとなることが予測されていた。男子のみの義務教育年限延長、ポスト義務教育として発足した青少年教育の発展が義務教育の年限の延長を導きだしたという意味で世界的に見ても稀な事例といえよう。

この青年学校の発足とその義務化によってもたらされたもう一つの大きな変化は、勤労青年教育の都市部での拡充という効果であった。前述のように、実業補習学校は農業補習学校が大多数であり、農村部を中

心に地元の青年団活動と連携して発展してきた。逆に、工業、商業の発展した都市部においては、勤労青年との結びつきは弱かった。義務制の実施は、こうした状況に変化をせまるものであった。青年学校令は、公立の機関以外にも商工会議所やそれに類似の機関が私立の青年学校を設立することを許容し奨励していた。事実、都市部で勤労青年を雇用する工場、事業所、商店等が設立する私立青年学校の増加もあり、青年学校の数は、1942年には21,272校と実補や青訓時代を大きく上まわる数に達していた。従来この教育組織に十分に収容しえなかった都市の勤労青少年にまで教育の手が及ぶようになったのである。1935年両者を統合して約190万人の生徒数で発足した青年学校は、1943年には300万人をこえる多数の青年男女を収容する教育機関となっていた。専任の校長を含めて数人の専任教員を置き、また小学校への併置を離れて独立の校舎・校庭を持つ青年学校もしだいに増加していった。

1940年に徴兵年齢に達する青年男子(壮丁)の学歴程度を調査した報告によれば、内訳は、小学校教育未修了1.11%、尋常小学校卒12.37%、高等小学校卒22.05%、青年学校(本科の卒業・在学・中退)43.46%、中等教育(中学校・実業学校・師範学校の卒業・在学・中退)16.01%、高等教育5.01%、不明0.55%であり、男子壮丁の学歴区分ではすでに青年学校が最大の比率を占めていた(鷹野、189頁)。義務化はこの比率をさらに拡大するものと予測された。しかしながら、太平洋戦争への突入、そしてしだいに戦況が悪化するなか、多額の費用を要する国民学校の義務教育延長、青年学校の義務教育化はともに実施を見おくれ、未完成のままに終戦をむかえることとなった。徴兵年齢が19歳さらに18歳に引き下げられた1944年からは、男子生徒の在籍数は減少に転じた。青年学校の教育全体も、国体観念

と国防意識の強化を極端に強調するものへと姿を変えていった（八本木、1996、28頁）。

むすび

数すくないこの分野の研究者である浜田陽太郎によるなら、実業補習学校・青年学校は「中等教育段階の生徒たちを収容してはいたけれども、中等学校として認知されたものではなく・・・戦前の学校体系のなかでは継的な存在であった」という（浜田、1969、132頁）。また鷹野の言をかりれば「ここに学ぶ者が、当時の上級学校進学者学者という学歴エリートを除ききった非エリートであったことも、当時のインテリたちの視野からはみ結果をまねいた」（鷹野、1992、2頁）という。しかし、ポスト義務教育の機関としての実業補習学校は、その創設以来四十二年間にわたる独自の歴史をもち、また青年訓練所と統合され青年学校と名称を変えてからも十年あまり活動を継続し、数多くの勤労青少年に継続教育の機会を提供してきた。戦前期、中等学校への進学率が昭和十年代でも同年齢層の二十％前後にとどまっていたとき、実業補習学校そして青年学校がポスト義務教育機関として、圧倒的多数の青少年を対象とした国民的教育機関となつてはたした歴史的役割や機能を再度確認してみる必要があるのではないか。1962年に文部省の作成した白書『日本の成長と教育』は、実業補習学校・青年学校・青年訓練所・徒弟学校を一括して「準中等教育」と呼び、日本の近代教育発展におけるその地位を従来よりも積極的に取りあげようとした点でユニークなものであった（文部省、1962、38頁）。戦後の教育改革において、いちはやく六・三・三制の導入、新制中学校の義務教育化が実現しえた背景には、実業補習学校・青年訓練所・青年学校の系譜における戦前のポスト義務教育の青少年教育への取り組みの経験と実

績がその基盤としてあったことはまぎれもない事実といえよう。定時制就学の形態は、新制高校の定時制高校や定時制課程に引きつがれたといえるかもしれない。

[参考・引用文献]

- 海後臣宗編（1968）『井上毅の教育政策』東京大学出版会
- 教育史編纂会編（1938-1939）『明治以降教育制度発達史』龍吟社
- 国立教育研究所（1973）『日本年代教育百年史 第一巻 教育政策』
- 国立教育研究所（1974）『日本年代教育百年史 第三巻 学校教育（1）』
- 国立教育研究所（1974）『日本年代教育百年史 第四巻 学校教育（2）』
- 国立教育研究所（1974）『日本近代教育百年史 第七巻 社会教育（1）』
- 斉藤泰雄（2010）「初等義務教育制度の確立と女子の就学奨励——日本の経験」『国際教育協力論集』第13巻第1号 41-55頁
- 坂口茂（1996）『明治・大正期における勤労青少年教育政策史雑考』私家版
- 佐藤守（1984）「実業補習学校の成立と展開」豊田俊雄編著『わが国の産業化と実業教育』国際連合大学 21-93頁
- 鷹野良宏（1992）『青年学校史』三一書房
- 日本近代教育史事典編集委員会編（1971）『日本近代教育史事典』平凡社
- 浜田陽太郎（1979）「実業補習学校・青年学校」内田糺・森隆夫編『中学校・高等学校の歴史』（学校の歴史 第三巻） 第一法規
- 福田修（1986）「戦前の日本における青年期教育の普及」教育学研究 53-2 21-29頁
- 文部省（1962）『日本の成長と教育』文部省
- 文部省（1972年）『学制百年史』ぎょうせい
- 八本木 浄（1996）『戦争末期の青年学校』日本図書センター
- UNESCO, EFA Global Monitoring Report 各年度版

Systematization of post-compulsory education for the working youth —Japanese Experiences

Yasuo SAITO

Researcher Emeritus, National Institute for Education Policy Research

This article aims to review and analyze the historical development of post-compulsory education for the working youth in Japan. In 1872 Japan launched establishing a modern education system modeled on Western countries. In 1886 the government officially announced the introduction of the 3-4 year of compulsory education at the ordinary elementary school. In 1907 the length of compulsory schooling was extended by two years and the six-year compulsory education system became almost fully established. In the meantime, some educators took an increasing interest in post-compulsory education for a large number of youths who did not go on to the secondary schools. In 1893 the Minister of Education Inoue Kowashi issued the Regulations on Vocational Supplementary Schools and encouraged municipalities to establish such a school. It aimed to give simultaneously a supplementary primary education and a low-level vocational education for the working youth. It was planned to be low-cost institution that would make efficient use of the teachers and facilities of the neighboring elementary schools and adopted a flexible part-time instruction. In the first two decades in the 20th century, the vocational supplementary schools, especially those focusing on agricultural education increased rapidly. In 1920 the regulation was revised and the standard and quality of education were considerably improved. Also the number of the female students gradually increased. On the other hand, in 1926 Japanese Army established their own Youth Training Center with the object of giving a preparatory military training for the young adolescents. The activities and functions of the vocational supplementary schools and those of youth training centers overlapped each other and often confused the situation. Finally in 1935, under the initiative of the Army, the two institutions were integrated and Youth School were organized anew. In the youth schools, male students were required of taking seven year supplementary education in total and five year course for female students.